

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 7 月 14 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1500886号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1600082号

第1 結論

請求者のA社における平成18年8月10日の標準賞与額を22万6,000円、同年12月10日の標準賞与額を25万1,000円、平成19年4月10日の標準賞与額を26万9,000円、同年8月10日の標準賞与額を30万3,000円、同年12月10日の標準賞与額を22万4,000円、平成20年4月10日の標準賞与額を9万1,000円、同年8月10日の標準賞与額を23万6,000円、同年12月10日の標準賞与額を29万4,000円に訂正することが必要である。

平成18年8月10日、同年12月10日、平成19年4月10日、同年8月10日、同年12月10日、平成20年4月10日、同年8月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年8月10日、同年12月10日、平成19年4月10日、同年8月10日、同年12月10日、平成20年4月10日、同年8月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成18年4月10日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月10日
④ 平成19年4月10日
⑤ 平成19年8月10日
⑥ 平成19年12月10日
⑦ 平成20年4月10日
⑧ 平成20年8月10日
⑨ 平成20年12月10日

A社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間の計9回分の賞与の年金記録が

漏れている。調査の上、賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②から⑨までについては、A社が加入していたB厚生年金基金から提出された請求者に係る「厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届」及び「賞与異動記録」により、請求者は、同社から請求期間②から⑨までに係る賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、C市から提出された請求者に係る平成21年度の給与支払報告書により、請求者は、請求期間⑦から⑨に係る厚生年金保険料をそれぞれ事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

さらに、請求者と同職種であった複数の同僚から提出された請求期間②から⑨までに係る賞与明細書により、請求期間③、④、⑤、⑧及び⑨に係る賞与については、賞与額に見合った厚生年金保険料がそれぞれ控除されていることが推認でき、請求期間②に係る賞与については、当時の厚生年金基金掛金の料率（加入員負担は43/1000）と厚生年金保険料率（個人負担分は47.44/1000）の合計ではなく、厚生年金基金に未加入の事業所の当時の厚生年金保険料率（個人負担分は71.44/1000）により算出された厚生年金保険料が控除されていることが推認でき、請求期間⑥に係る賞与については、当時の厚生年金基金掛金の料率（加入員負担は43/1000）と厚生年金保険料率（個人負担分は50.98/1000）の合計ではなく、厚生年金保険料について平成18年9月改正の保険料率から免除率を控除した率（49.21/1000）で算出された金額が控除されていることが推認でき、請求期間⑦に係る賞与については、当時の厚生年金基金掛金の料率（加入員負担は39/1000）と厚生年金保険料（個人負担分は50.98/1000）の合計ではなく、厚生年金基金掛金については平成18年4月改正の掛金の料率（加入員負担は43/1000）で、厚生年金保険料については平成18年9月改正の保険料率から免除率を控除した率（49.21/1000）でそれぞれ算出された金額の合計が控除されていることが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑨までの標準賞与額については、上記「厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届」及び「賞与異動記録」並びに上記同僚の当該期間に係る賞与明細書等において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成18年8月10日は22万6,000円、同年12月10日は25万1,000円、平成19年4月10日は26万9,000円、同年8月10日は30万3,000円、同年12月10日は22万4,000円、平成20年4月10日は9万1,000円、同年8月10日は23万6,000円、同年12月10日は29万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑨までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主からは、請求期間②から⑨までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①については、A社が加入していたB厚生年金基金から提出された請求者に係る「厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届」及び「賞与異動記録」により、請求者は同社から請求期間①に係る賞与の支給を受けていたことが確認できる。

しかしながら、A社は平成21年3月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主からの回答は得られず、当時の取締役は、請求期間①に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたか不明であると回答している上、D市は平成19年度の課税資料は保存期間経過のためない旨回答しており、請求期間①に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、上述の賞与は、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得後の最初の賞与（以下「初回賞与」という。）であり、A社においては、請求期間①と異なる期間ではあるが初回賞与から厚生年金保険料が控除されていない賞与明細書を保持している同僚が確認できる。

さらに、初回賞与から厚生年金保険料が控除されているかについて、厚生年金保険被保険者資格取得日から初回賞与が平成18年4月10日と推認される者を含む複数の同僚に照会を行ったところ、初回賞与に係る賞与明細書を所持している者はおらず、初回賞与から厚生年金保険料を控除されたか否かについて明確に記憶している者がいないことから、請求期間①に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500902 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600081 号

第 1 結論

請求者の A 社における別表 1 の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、それぞれ別表 1 の第 2 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表 1 の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表 1 の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 10 日
② 平成 17 年 8 月 10 日
③ 平成 17 年 12 月 10 日
④ 平成 18 年 4 月 10 日
⑤ 平成 18 年 8 月 10 日
⑥ 平成 18 年 12 月 10 日
⑦ 平成 19 年 4 月 10 日
⑧ 平成 19 年 8 月 10 日
⑨ 平成 19 年 12 月 10 日
⑩ 平成 20 年 4 月 10 日
⑪ 平成 20 年 8 月 10 日
⑫ 平成 20 年 12 月 10 日

A 社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間の計 12 回分の賞与の年金記録が漏れている。調査の上、賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A社が加入していたB厚生年金基金から提出された請求者に係る「厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届」及び「賞与異動記録」により、請求者は、同社から別表1の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、C市から提出された請求者に係る平成21年度の給与支払報告書により、請求者は、別表1の第1欄に掲げる請求期間のうち⑩から⑫までに係る厚生年金保険料をそれぞれ事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

さらに、請求者と同職種であった同僚から提出された別表1の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る賞与明細書により、別表1の第1欄に掲げる請求期間のうち①、②、⑥、⑦、⑧、⑪及び⑫に係る賞与については、賞与額に見合った厚生年金保険料がそれぞれ控除されていることが推認できる。

そして、別表1の第1欄に掲げる請求期間のうち③、④及び⑤に係る賞与については、当時の厚生年金基金掛金の料率（加入員負担は別表1の第1欄に掲げる請求期間のうち③は46/1000、別表1の第1欄に掲げる請求期間のうち④及び⑤は43/1000）と厚生年金保険料率（別表1の第1欄に掲げる請求期間のうち③、④及び⑤の個人負担分は47.44/1000）の合計ではなく、厚生年金基金に未加入の事業所の当時の厚生年金保険料率（個人負担分は71.44/1000）により算出された厚生年金保険料が控除されていることが推認でき、別表1の第1欄に掲げる請求期間のうち⑨に係る賞与については、当時の厚生年金基金掛金の料率（加入員負担は43/1000）と厚生年金保険料率（個人負担分は50.98/1000）の合計ではなく、厚生年金保険料について平成18年9月改正の保険料率から免除率を控除した率（49.21/1000）で算出された金額が控除されていることが推認でき、別表1の第1欄に掲げる請求期間のうち⑩に係る賞与については、当時の厚生年金基金掛金の料率（加入員負担は39/1000）と厚生年金保険料（個人負担分は50.98/1000）の合計ではなく、厚生年金基金掛金については平成18年4月改正の掛金の料率（加入員負担は43/1000）で、厚生年金保険料については平成18年9月改正の保険料率から免除率を控除した率（49.21/1000）でそれぞれ算出された金額の合計が控除されていることが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表1の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、上記「厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届」及び「賞与異動記録」並びに上記同僚の当該期間に係る賞与明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、それぞれ別表1の第2欄に掲げる標準賞与額のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者の別表1の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主からは、上記請求期間①から⑫までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表1

第1欄 請求期間	第2欄 標準賞与額
① 平成17年4月10日	14万4,000円
② 平成17年8月10日	11万4,000円
③ 平成17年12月10日	5万6,000円
④ 平成18年4月10日	15万6,000円
⑤ 平成18年8月10日	11万4,000円
⑥ 平成18年12月10日	17万円
⑦ 平成19年4月10日	17万1,000円
⑧ 平成19年8月10日	5万8,000円
⑨ 平成19年12月10日	11万1,000円
⑩ 平成20年4月10日	4万2,000円
⑪ 平成20年8月10日	13万7,000円
⑫ 平成20年12月10日	5万6,000円

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600007 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600083 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 38 年 6 月 1 日から昭和 39 年 6 月 15 日まで

厚生年金保険の記録では、A事業所で昭和 38 年 5 月 8 日に被保険者資格を取得し、同年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨記録されている。

しかし、私は同事業所で 1 年くらいは勤めていたと記憶しており、同事業所には私の母も請求期間より前から勤務していたので、母の面目もあつたため 1 か月で辞めることはありえない。

また、請求期間当時に同事業所で社会保険事務を担当していた同僚は生前に、私が 1 年半は勤務していたはずだと言ってくれており、私はほかにも数人の同僚の名前を記憶しているので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映されるよう資格喪失年月日の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A事業所に昭和 39 年 6 月 15 日まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、請求者が氏名を挙げた者を含む請求期間当時の複数の同僚に照会したところ、同僚の一人は、請求者と一緒に勤務したことを記憶しているが退職時期は覚えていない旨回答しており、他に回答のあった同僚はいずれも請求者を記憶していない旨回答している上、社会保険事務担当者であったとされる同僚は既に死亡しているため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び登記簿謄本から確認できる請求期間当時の代表者及び役員については、いずれも死亡又は所在が不明であるため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について照会することができない。

さらに、請求者が請求期間直後に厚生年金保険被保険者資格を取得した B 社 C 事業所（現在は、D 社）に照会したところ、同社から提出された「人事カード」及び「職員名簿」には、請

求者が同社に昭和39年2月1日に入社し、昭和40年6月4日に退職した旨の記載があることから、請求期間のうち、昭和39年2月1日以降の期間について、請求者は、A事業所ではなくB社C事業所に勤務していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。